

◇戸 沢 藤 一 君

○議長（後松一成君） 次に、38番、戸沢藤一君の一般質問を許可いたします。38番、戸沢藤一君。

（38番 戸沢藤一君 登壇）

○38番（戸沢藤一君） おはようございます。通告に従いましてただいまから一般質問を行います。

最初の質問は、行政区と協力員の今後についてでございます。広報「美郷」の5月号の記事にもあるように、合併前の143行政区、役割についても違いはあるがこれまでどおりとし、名称のみ統一にして年度内に検討、統一するとあります。また、美郷町行政協力員設置規則の条例4条、6条、8条などの内容から見ましても見直しすることがうかがえるわけでして一般質問するべきか悩みましたが、あえて質問いたします。

町の円滑なる行政運営を図る上で行政協力員とその職務は重要と思います。市町村によって違いはあるものの、一般的に行政協力員の職務は町内文書の配布、住民の調整に関する要望の取り次ぎ、住民からの各機関あての申請及び報告等の取りまとめ、交通安全運動の協力や河川防犯運動への協力、町の行事への参加と協力、道路愛護、河川愛護会に関すること、清掃美化に関することなど多々ありますが、行政協力員は地域のさまざまなことに精通している方が行政区の推薦により町長が委嘱して美郷町行政協力員設置規則の2条の達成に協力していただくことでしょうかから、今後は行政協力員を町と住民のパイプ役として位置づけ、会議の数なんかも年に三、四回とふやして地域住民の声を吸い上げることも必要かと思えます。

また、一つの事例でございますが、昨年7月20日に千畑地区だけかどうかわかりませんが集中豪雨がありました。その際、山間部を中心にして結構被害が発生しました。このときに小さな川ですけれども行政区に2本流れているところがございまして、そのとき、行政嘱託員、当時は行政嘱託員でした。その方が田畑の冠水を防ぐ、一方では宅地への浸水を防ぐということから町の方からは土のう、砂などを運んでもらい全戸に連絡をして土のう積みの作業をしておりました。女性の方も出ておりました。その結果、被害は最小限にとどまったようでした。地域で発生し、地域でできることは地域で対応するという観点から行ったことと思えますが、もしあのとき、2次災害でも発生したら責任問題というのはどうなるんだろうかと今でも疑問に感じております。行政区には自然災害に弱い地区もあるということも考慮し、災害が発生するおそれがある場合と起きた際の行政協力員の対応も考えるべきだと思います。いずれ町では設置規則も含めて年内に見直しをするようですが、行財政改革の観点からも一番の課題は行政区の再編ではないかと思えます。町長は現在、どのように考えているのかお尋ねいたします。

次に、町の基幹産業と位置づけております農業に関する質問でございます。質問の要旨には昭和30年代、40年代と書きましたけれども、「昭和40年代、50年代」と訂正させていただきたいと思っております。

さて、2010年を目標年度とする米政策大綱では従来の転作奨励金を廃止するかわりに産地づくり推進交付金などを支給、また稲作に頼らない新しい水田農業を推進するとしております。農業法人や4町歩以上の認定農家助成と政策が集中し、米価においては市場重視、また消費者が求める安全で安心な米の供給体制を構築する政策転換と理解しております。このことから、地域農業の生き残りをかけて昨年からは全国的に地域に合ったビジョンづくりが進んだようです。我が美郷町においても担い手育成基盤整備事業を行った地区と現在実施している地区では事業の実施に当たってハード、ソフト面の条件を満たさなければ補助金の返還もあるということから、農業法人や5年後の法人化を前提とした特定農業団体、また作業受託、農機具機械の共同利用を主とした組織づくりが進んでいるようです。しかしながら、先ほど申しました昭和40年から50年代に県営圃場整備を実施した地域では当時は認定農家や農地の集積などという言葉すらなかったわけでごさいます、換地に際しても従来は4カ所、5カ所とあったものをせいぜい1カ所あるいは2カ所に集めただけで現在、転作の団地化も難しく、さらに就業者の高齢化によって耕作を委託したいが地区内に受け手もないと、そういうのが現状です。しかしながら、最近では地域の農業は地域で守ろうという動きも出てまいりまして先進地研修や県で主催する農業者フォーラム、法人化推進検討会などへ積極的に参加している地域もあるようです。美郷町でも農業法人設立支援事業として予算もとっております。最近ではJAの方でも積極的に支援する方向のようです。このことから、将来とも美郷町の農業、農地、これを地域に合った経営体にして守っていく観点から、今まではどちらかといいますと県の指導に頼ることが多かったわけでごさいます、今後は町が指導、助言をしていただき、そのために組織の立ち上げから経営全般にわたって指導できる専門的な職員を農政課の農政班に置く考えはないか。また、現在、美郷町には法人とその集落営農の数というのはどのくらいあるのかお尋ねいたします。

最後の質問は、今年の3月ごろと9月から合併にかけまして町内めぐりをする機会がありました。その際感じたことは、随分と各地区に空き家のあることが目につきました。景観上からも解体すればいいものから外観から見てもすぐに住めそうなものまでさまざまですが、美郷町には現在、空き家の数、192戸くらいあるそうです。また、町内で現在、ひとり暮らしをされている方が425世帯、そのうち65歳以上の方は何と380戸もあると。このことから、空き家というのは今後も発生するのではないかと思います。このことから、この空き家の活用について質問と提言をするわけですが、5月27日と6月3日発行の全国農業新聞に私が思っている以上に詳しく載っておりますのでこの記事を引用しながら述べてみたいと思っております。

まず、5月27日には、「空き家と遊休地に新たな息吹を」ということで中山間地で空き家の発生や遊休農地の増加に悩む一方、定年後は農村で暮らしたい、農業をやってみたいと新しいライフスタイルを求める人が増加しているようです。この両者をつなぐ遊休農地、空き家バンクシステムを全国新規就農相談センターでは準備をして全国から情報を収集管理し、移住や農業を考えている人に提供するため、都道府県、市町村など会員とするネットワークを6月3日に立ち上げるとあり、石川県の羽咋市では空き家と遊休地の提供者と移住して農業をやりたい人を登録し、両者の出会いを市が支援しているそうです。

また、6月3日の記事には2年後の2007年から2009年にかけて、いわゆる団塊の世代と言われる約700万人が大量に定年退職を迎え、そのうち4割を超える方々がふるさと暮らしを希望していることが明らかになったとあります。美郷町出身者も多いことと思います。このことから、町でも地域のさまざまなことに精通している農業委員や民生委員の協力を得ながら空き家と遊休地の調査をして貸してもいいという方がいたら美郷町の自然や環境のよさをアピールし、ふるさとへ定住、または1年のうち農業体験のできる季節限定などで住んでみたいというような人を受け入れるふるさと回帰支援事業などというようなことを行う考えはないかお尋ねをし、私の質問を終わります。

○議長（後松一成君） 38番、戸沢藤一君の一般質問に対する答弁を求めます。松田町長。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） それでは、戸沢議員に対するお答えをさせていただきます。

まず、行政区と行政協力員の今後についてですが、現在の行政区は千畑地区29、六郷地区42、仙南地区72の計143の行政区があります。旧3町村により規模や組織、体系が異なっており、行政区の地域活動にも相違がある状況は議員ご指摘のとおりです。ちなみに旧六郷町と旧仙南村は町内会あるいは集落が行政区となっており、旧千畑町は財産区との関連もあって複数の集落で行政区を形成している状況です。こうした違いはそれぞれ旧町村において時間をかけて築いてきたものでそこに背景と経緯があるものと存じますので、まずはそうした事情や現状、課題等を正確に把握してまいります。その上で地域コミュニティとしての行政区の位置づけ、あるいは議員がご指摘の防災上の行政区のありよう、そういったものを検討し、17年度内に行政区のあり方を明確にしてまいりたいと考えております。もちろん、行政区は最も身近な町民の活動単位でありますので町民の皆さんのご意見、ご意向も大切にして検討してまいりたいと存じます。

また、行政協力員の役割につきましては、町民への行政連絡に関する事項以外は先ほど申しましたとおり旧町村で違いがあります。前段で申し上げた行政区の位置づけや役割の明確

化ができれば、それに沿った形での行政協力員の役割の統一もできるものと考えておりますので、あわせて検討してまいりたいと存じます。

次に、農業問題についてですが、ご指摘のとおり、近年、担い手農業者の育成とあわせて担い手組織育成として農業法人や集落営農組織の育成の必要性が言われております。その背景には労働力調整のしやすさや利用集積のしやすさなど個人経営とは別の営農組織、営農経営が組織経営が持つ特有のメリットがあるものと存じます。また、地域農業を維持していくためにそうしたメリット、あるいは基盤整備事業の実施に伴う必要性からその組織育成が求められている現状ではないかなと認識しております。地域農業、ひいては地域を今後とも維持発展させていくために地域農業の担い手となる組織を育成強化していくことが必要なものと理解しております。そのため、町としましては議員がご指摘のとおり、組織育成に関して各般の施策を講じているところですが、今後、そうした支援策のみならず実際の組織づくりに町職員もかかわっていくことも必要と認識しております。しかし、組織育成には農地の利用集積にかかわる知識から栽培技術に関する知識、組織経営上の経営知識など幅広く専門知識が必要で、そうした知識を特定のものが具備するには一定の年数が必要と存じます。そのため、直ちに組織づくりに精通した職員を配置することは難しいと考えております。これまでもそうでしたが、まずは県の担当部署や農政課、農業委員会、農協等でチームをつくり具体的組織づくりに支援を重ねてまいりたいと思います。このような形で経験を積み重ねることによって行く行くは町職員も経験並びに知識を深め組織づくりに精通した職員に育っていくものと思います。そのため、町内の既存法人等にできる限り足を運ばせ勉強を重ねさせたいと考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

なお、今現在、美郷町内において農業法人は4組織です。また営農組織と言われるものについては転作等の絡みもあり承知しているのは60組織です。その60組織の中で法人化に向けた計画を有しているのが7組織となっておりますので、ご報告させていただきます。

次に、空き家の活用についてですが、美郷町内における空き家は現在、確認しているところでは192件あります。内訳は、千畑地区63軒、六郷地区67軒、仙南地区62軒となっております。それらはひとり暮らし老人の施設への入居や生活拠点の他地域への移転、後継者不在などその状況や原因はさまざまあると思いますが、その原因等の精査については個々人のプライバシーの問題もあって実際にはかなり把握が難しいものと存じます。都市から田舎への移住については県外からの移住者に対してほっと安心秋田住宅資金という住宅資金の低利貸付制度がありまして、その実績は平成16年度においてIターン、Uターン、Jターン、いわゆるAターンの実績はないということを伺っております。さらに国が実施しております住宅政策にホープ計画というものがありますが、その中で移住事業を進めているケースがありまし

て北海道の美深町ほかで実施している「きたいっしょ」という移住支援が有名ですが、空き家への移住実績は過去6年間で5軒という少ない状況のようです。

以上のようなことから、供給はあるものの、実際の需要がないという状況ではないかなど把握しております。いずれ定住促進策の一つとしてふるさと会や太田区等との交流を通じて今後、営農意欲も含めて需要等を把握してまいりたいというふうに考えております。また、県農業会議において議員がおっしゃいました新規就農支援センターというものの情報を収集しておりますので、県農業会議とも連絡をとりながらどういった活動をしているのか、そういった状況把握をしてまいりたいと思います。したがって、具体の実施についてはその後の検討になるということでご理解いただきたいと思います。

以上をもちまして、答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 再質問ありますか。

○38番（戸沢藤一君） ありません。これで終わります。

○議長（後松一成君） 以上で38番、戸沢藤一君の一般質問を終結いたします。